

廃棄物再生事業者廃止・休止・再開届

概 要	登録を受けた廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に、休廃止の届を提出しなければならない。
根拠法令	施行令第21条
申請先	登録申請を行った保健福祉環境事務所
申請部数	申請書2部（正副） ※福岡市、北九州市及び久留米市内の事業場においては3部（正、副、控）
添付書類	廃止の場合 登録証明書原本